「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項 交通技能(自動車整備)の受験資格の見直しに伴う改正
- 2 改正内容 別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日 令和5年4月1日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

交通技能(自動車整備)採用選考の受験資格の見直しに伴い、所要の改正を行う。

- ロ	到年正開)	7,121	.,,,,					
項 目 該 当 項 番	内	容						
別表11	【交通技能(自動車整備)採用選考の受験資格の	の見直し】						
職務分類基準(皿)1級職への採用 選考基準及	交通技能(自動車整備)の人材確保のため、採車整備士の二種養成施設の三級自動車整備士養房 追加する。併せて、所要の規定整備を行う。							
び方法	(現行)							
	選考の基準及び方法							
	経歴・資格・免許	年齢	方法					
	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該 当する者 1 学校教育法における学校又は学校に準ず	18 歳以上 36 歳未満	筆記、クレペリン検査、 適性検査、身体検査、面 接					
	<u>2</u> 自動車整備士資格を有する者 							
	(改正案)							
	選考の基準及び方法							
	経歴・資格・免許	年齢	方法					
	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該 当する者	(現行のとおり)						
	1 自動車整備士資格を有する者							
	2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が 指定する自動車整備士の養成施設の課程 (二種養成施設における三級自動車整備士 養成課程の基礎講習を含む。)を修了した者							
	3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者(訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。)							
	4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を 卒業した者							
附則	この一般基準は、令和5年4月1日から適用す	る。						

 改正案

 職員の採用・昇任等に関する一般基準

(昭和61年3月26日 決定)

現行 職員の採用・昇任等に関する一般基準

(昭和61年3月26日 決定)

1から17まで (現行のとおり)

付則 (現行のとおり)

附則

この一般基準は、今和5年4月1日から適用する。

(参考) (現行のとおり)

別表 1 から別表 10 まで (現行のとおり)

別表 11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法

		田本	職種給給		選考の基準及び方法			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		給料	経歴・資格・免許	年齢	方法		
	電車追輔		(現行のとま	39)				
	自動車(現行運輸)(現行		(現行のとお	59)				
	運輸技術		保線	(現行の。	とおり)			
			電車整備	(現行の。	とおり)			
			電気	(現行の。				
運輸系		運輸技術	運輸技術	交通技能	自動車整備	交企 (二) の二 1	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 自動車整備士資格を有する者 2 道路運送車両法に基づき国土 交通大臣が指定する自動車整備士 変通大臣が指定する自動車整備士 の養成施設の課程(二種養成施設における三級自動車整備士養成民 における三級自動車整備士養成民 を含む。)を修了した者 3 職業能力開発促進法における 職業能力開発促進法における 職業能力開発を活いて自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者に限る。) 1 全校教育法における学校又は 学校教育法における学校又は 学校に準ずる教育機関において 務と関連ある学科を卒業した者	18 歳以上 36 歳未満

1から17まで (略)

付則 (略)

附則

この一般基準は、<u>令和5年2月20日</u>から適用する。

(参考) (略)

別表1から別表10まで (略)

別表 12 から別表 27 まで(略)

別表 11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法

	IISh 七千		選考の基準及び方法 職種 給料 はないない				
		4取	性	給料	経歴・資格・免許	年齢	方法
	電車運輸		(略)				
自動: 運輸 運輸			(略)				
輸系			保線	(略)			
λIN			電車整備	(略)			
	潘	芯	電気	(略)			
運輸技術	運輸技術 交通技能	自動車整備	交企 (二) の二 1	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 学校教育法における学校又は 学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者 2 自動車整備士資格を有する者	18 歳以上 36 歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、 面接	